



インスピレーションになろう

草加松原ロータリークラブ

2018-19 年度 国際ロータリーのテーマ インスピレーションになろう



1月22日の例会記録

- ◆ お客様 交換留学生 マグナス・トレンカー君
- ◆ 会長あいさつ 森 勇一会長

皆さんこんばんは、17日の木曜日「あおぼ学園」に寄付をしたからくり時計、実際にどのように使われているかのご感想を伺いに幹事と、佐々木奉仕プロジェクト委員長と一緒にいってまいりました。

玄関入ってすぐの右側に「からくり時計」がしっかりと掛けられていました。生徒たちは、授業が始まりましたので教室からは楽しそうな声が聞こえてきました。活発にやられているのだと感じ、時計が時を刻んでいるのが子ども達の楽しんでいる声とリズムを合わせているような感じで、とても良いものを送らせていただいたと思い、会長冥利に尽きるなどその時は思いました。

本日の会報も活字が多いなと思ひ、打ち込むのは大変だったと思います。本日は山崎 秀美章公暁奉仕委員長長の卓話ですが、先週の「ロータリー情報」の中で「四つのテスト」を長谷部会員がわかりやすく教えて下さいましたが、その中で私が勘違いしていたことが一つありました。職業奉仕と社会奉仕をごっちゃに考えていました。例えば会社で、うちは段ボールで紙加工品を作っている会社なのですが、それを市民まつりに迷路を寄付する。それは立派な職業奉仕だと私は思っていました。職業奉仕はロータリーの中でも金看板

第324回 例会 1月29日 草加市文化会館

＊＊本日のプログラム＊＊

| | |
|----------|-------|
| 開会点鐘 | 幹事報告 |
| ロータリーソング | 委員会報告 |
| 四つのテスト | SAA報告 |
| お客様紹介 | 出席報告 |
| 会長挨拶 | 閉会点鐘 |

卓話 渡辺美和子会員

という事で、金看板を掲げたのかなと思っていたのですが、実はそれは社会奉仕、職業奉仕というのは、本来の職業を通じて、社会にどれだけ必要とされているかということなのか、世の中に必要とされていない企業と言うのは、消えて生くのかなと、色々な職業がある中で、やはり必要とされていなければ、世の中から排除されていく、職業奉仕というのは、その貢献というか、対価に応じて、お金を貰ってもそれが社会に喜ばれる。それが職業奉仕なのかなと、先週のロータリー情報で改めて職業奉仕と社会奉仕の違いを知りました。非常に奥が深い、「四つのテスト」と言っても何も考えないで唱和していましたが、これを最初に考えたひとはどのような思いで考えたのかという所から、もう一度考え直してみ、自分の会社で職業奉仕をしているのか、経営者として考えるべきだと思いました。とても会報は中身が濃いなと思いました。一番裏表紙には青少年交換留学生の豊島美咲さんの12月の報告が載っています。お父さん、お母さんと一緒に初めてこの会場におみえになった時、おどおどしていた姿が懐かしなと思うのですが、1月初めにはホストチェンジされてという事で今度のお宅には双子の男の子がいるようで楽しそうに兄弟の間に入った写真、これを見るとホッとしますね！元気にやっているのだ、逆に言えばマグナス君、向こうではどうしているかな？と思っているのではないかと思います。メールなどで連絡して下さいね！本日は欠席者が多いので仲の良い会員の皆様に声をかけていただきたいと思ひます。

国際ロータリー第2770地区第9グループ

草加松原ロータリークラブ

会長：森 勇一
幹事：二階堂祐司

例会日：毎週火曜日 19:00~20:00

例会場：草加市文化会館

事務局：草加市青柳 8-56-21

TEL/FAX 048-967-5315

PC : sokamatsubara@abelia.ocn.ne.jp



卓 話

山崎秀美職業奉仕委員長

みなさんこんばんは、今私は職業奉仕委員長をやっていますけど、職業奉仕と言うと私は、司法書士と調査士の兼業なのですが、殆ど8割くらいは司法書士の仕事をやっています。

司法書士とは何かと言われても、こちらに大久保先生がいらっしゃいますが、大久保先生を見てもわからないと思うのです。先生は3代目ですよ！登記と言うと大久保事務所と昔は草加では決まっていた。大久保先生の所が町役場と間違えられていたような話は聞きました。それがずっと続いていました。その後、大久保先生の親類の方が登記を担ってきたわけです。私は35.6年経ちますが開業した時は、草加・越谷・吉川・三郷の4地域で開業9番目です。今はその4地域で80数社です。凄いですね！仕事が同じだと食えなくなります。選別される厳しい時代です。司法書士は何をやっているかわからない！

国家資格としての司法書士は何をしているか！行法というものがあります。」司法書士法・弁護士法・税理士法・公認会計士法」この法律がありまして、業務は決まっております。これは独占業務です。弁護士法72条などみますと、特別の規定がありますと、弁護士みたいなことはできるけど、それが無い時は出来ないことになっています。その点、弁護士さんは強いです。埼玉県に今弁護士さんは900人くらいです。12月に新規登録するのです。研修が終わった人が一斉登録するので毎年30人弱、昨年4月1日860人くらいでしたので900人弱になっているはず。埼玉司法書士会は、今現在、今月1日で913名の登録になっています。私が開業したころは両方とも非常に少なかったです。今弁護士さんは全国で4万人を超えています。私たち司法書士は、23,000弱という所で完全に逆転現象になっているところ。弁護士さんがスクールを出ても、中々食べて行かれない先生も多いという事です。会長さんは大変、新人の弁護士さんの仕事を作る。相談会がないと仕事にありつけない！弁護士会の相談会は非常に重要です。

司法書士の相談会、登記相談も昔からあります。これは、確率は良くないですが、弁護士さんの相談は、困って仕方がなくて最終的に相談に来ると言う相談が多いです。

弁護士会、歴代の会長さんが良く言うのは、会の役員になると食えなくなる。弁護士会の役員は1年で交代になります。司法書士会の任期は2年、私は埼玉司法書士会の会長を今2期目をやっていますけど、今年の5月に任期満了で、めでたく退任できます。

今、弁護士さん、税理士さん、司法書士もそうですが、日本の社会はどのような仕組みになっているかと言いますと、超少子高齢化社会です。2020年にオリンピックがあって、2025年には大阪万博がある、その後は何も無い！そうすると、2025年になると、75歳以上の後期高齢者の方が4割を超えるというデータがあるようなので、非常に大変なことになります。65歳以上の会員の方はこの中にもいらっしゃいますが、5分の1が認知症になると言われています。5人に1人です。認知症になるとどうなるかという、法律行為ができない！意思能力がなくなると法律行為ができない。人間は欲が出ますので、この世に生まれた人は、色々な欲のもとに活動して、自分の所有物を取得するわけです。社長になれば会社の財産・お客様、お金の儲かる方向に自分をPRして商売上、仕事をいっぱい貰い、儲かる。不動産が増えていく。自分の意思能力がしっかりしている内はそれでよいのですが、呆けてきて意思能力がなくなった途端どうなるか！その不動産を売る事すらできなくなるという構造になっています。困ったものです。その場合、日本の法律だとどうなるのか！仕方がないから後見人を付けようかという事も選択肢の一つにあります。

後見人とはどのような制度化と言うと、本人が呆けて契約など纏まりにくい状況になった時に、本人に代わって契約ができる法定代理人であると言う形です。この後見人は、被後見人の為にしか使えないという事になります。

司法書士は何をするか、司法書士法3条に登記供託の代理人です。登記と言うのは不動産登記と商業法人登記、この2つがあります。供託と言うのは、お金をどこからか借りて、返済期日を過ぎたにもかかわらず、逃げてしまった。そうすると債務不履行になります。すると返せと来るけどいなくなってしまった！逆の場合もあります。債権者を追いかける。この場合は弁護士さんを使って訴訟をやればよいのですが、弁済したいのだけど、債権者が受け取らない！と言う場合があります。その場合は債務不履行になりますので、債権者は供託して債務を免れるというふうに国のお金を預ける役所があるのです。そこにお金を預けたりする、供託する代理人になれるのが司法書士なのです。お金を返そうとしても債権者が受け取らない、あるいは家賃の賃借人が契約更新の際に値引き交渉で纏まらない場合、返済期日が来た時に受け取らない場合、争いになる。認定してもらうために裁判所に訴訟を提示して、決めていただいたりするわけですが、その弁済期限に、あえてお金を受け取らない場合の役所に対する代理権は私達があるわけです。

裁判所と検察省に提出する書類の作成権があります。あとは140万以下の債権の民事訴訟に対する代理業務簡易裁判所の代理権、140万円以下の争いの場合、私たち司法書士も代理で手続きできます。そこは弁護士と被っています。

平成14年の法改正、司法書士法31条業務、財産管理、弁護士にもある法律です。財産管理も増えてきています。登記供託と言うのが、今少子高齢化で住宅ローンの借手が少ない、司法書士の住宅ローン抵当権の設定、登記案件が減っています。お年寄りが増えていますので、すると相続が発生、亡くなられたご老人がいっぱい不動産を持っていると相続登記が発生する形になり、その手続きも登記なので司法書士がやりますけど、若い人の住宅ローンより財産を持って亡くなるの方が少ないわけですから、住宅ローン登記より相続登記の方が少ないですが増えています。それに関する自分の子の人には財産をあげたくないなど、色々な考えがあって、悩みを持っている人が弁護士や司法書士に遺言のやり方を相談に来る。昔は住宅ローンで単純にいったが、今は財産管理プラス相続で自分の不動産の生末をどうしたらよいか、呆けないうちに何とかしたいというのが遺言作成となります。

遺言とは大まかに言うと、自筆証書遺言と公正証書遺言の二つあるのですが、昨年7月の法改正があり、自筆証書遺言、来年4月一部の法務局での保管が始まります。自筆証書を法務局で保管ができるようになります。

今年1月13日には自筆証書遺言は、全文自筆で書かないといけないのです。自分で書いて、日付を書いて、名前を書いて、判子を押す。これが要件になっているのですが、これが緩和されて、手書きでなくて、ワープロ署名してくればよいと一部財産目録と様式の緩和が行われました。来年になると妻の居住権、配偶者居住権も出てきます。これが財産かどうか微妙な所ですが、夫が亡くなり、遺産分割で奥さんが今住んでいる住宅を相続しないと出されてしまうという事が多いので、それに対する配偶者居住権が新しく来年4月から出来るようになります。これも法律は通っています。

いずれにしても、資産家が自分の資産をどう継続的に、息子など相続人に承継していくことが大きな問題なのです。自分が呆れる前に遺言を書くか、或いは呆けてしまったら後見人に就任していただいて自分の財産を管理していただくか、など色々あります。但し、法定後見の場合は呆けてからですから、後見人になった弁護士や司法書士、社会福祉士などの方々は、被後見人のためにしか原則は使えない！

もう一つは、不動産を持っている人が呆けてしまい、自分の思い通りにやって欲しい場合は民事信託がります。

民事信託とは所有者(受託者)が受託者に所有権を移転します。受託者が管理運用します。それを受益者に与える構図になります。それが今流行の家族信託です。

家族信託はお父さんが持っている不動産を息子に運用させて利益を自分が貰うという形の信託です。所有者(ご本人)が呆けても息子が運用していただいて、所有者はお金を貰えるという形になります。良いことは何かというと、息子さんが上がったお金を一部、報酬を貰って生活ができることを想定できます。

後見の場合はずっとやっていけば家庭裁判所は一部いただけますけど、利害関係にあるとなかなか後見人になれない！お父さんが呆けて親族がなる場合は、お父さんに対する債権債務がある場合は原則的にはいけないのですが、なれる場合もあります。家庭裁判所に1年に1回、後見人は被後見人のために使ったお金を報告することになります。後見人の財産ですから出納長を付けます。非常に自由はきかない、相続人の財産ですから半分貰ったつもりになって使う事はできない！

いずれにしても今高齢化社会で、国家的には大変な状態になっている。東日本大震災で原発事故があったおかげで、原発の除染で放射能をおびた家を埋めてしまおうとの話はあり、動いた所、ひどい現状がわかった！現在の所有者がわからない、買い上げる事ができなかったという事があります。これが何十万の単位なのです。国としてはこれが公共事業の妨げになる。という事で昨年7月「所有者不明土地利用の円滑化に関する特別措置法」というものを作りまして全国的に相続登記が無用になっている土地の広さが九州全体より広いので、一生懸命に登記させようとした結果18億5千万、予算が付きまして司法書士会や弁護士会が相続人調査やっております。3月末までに調査が終わると、その結果で法務局に出すのです。その相続の代表の方に相続を放棄してくださいなどと勧告書がいくことになりました。勧告書の中にこの件に際して司法書士会が相談しますよということで相談会催すという事で同封することが決まっています。それで相続登記業がいくらか解消されれば、義務化はないと思うのですが、国土交通省が音頭をとって、空き家所有者不明問題、各界の有識者を集めての法改正をにらんでやっています。これで方針が来年度に出る予定でございます。これで法改正をするかどうかの方針が出ます。相続登記の義務化に向かっています。司法書士、昔は登記、平成14年の法改正で弁護士さんがやっている簡裁訴訟が弁護士さんの代理が少なくなっていたデータがあったので司法書士が出来るようになった。遺産分割をやっている先生もいます。民法が変わります。同設計するかと言うのは弁護士もそうですが司法書士の腕の見せ所になると考えている次第です。以上雑駁ですが終わります。

フィリピン国際奉仕について

飯山英彦会長エレクト

マリキーナイスト RC と共同で行っております
 ピントン・ブカウェ公立高校に対する奉仕事業として
 マートテレビ 1台 と LED プロジェクター 4台を
 草加松原 RC より寄贈しました。

その工事は2月23日に終わるとのことで、先方の
 校長先生が式典を行いたいのでは是非お越し下さいと
 連絡が届きました。詳細が決まりましたら皆様にご
 連絡いたしますのでご都合がつかう方は、是非ご参加を
 お願い致します。

あおば学園に時計寄贈



青少年交換留学生 マグナストレンカー君

みなさんこんばんは、日本のふゆは、あったかいですね！オーストリアは、
 いま、ほんとうにさむいです。マイナス5ど、それはさむいです。
 きょう、ひる、がっこうは、めっちゃあったかいです。それはやばいです。
 日本人のおともだちは、みんな、「さむいですね」といいます。
 さむくない、オーストリア、2月はめっちゃ、もっとさむいです。
 にほんは、たぶんさむくない！
 1しゅうかんあと、りゅうがくせいたちと、スキーにいけます。
 たのしみです。ありがとうございます。



| 1月22日 ニコニコBOX | | | |
|---------------|---------|-----|----------|
| 金額 | 13,000円 | 累計 | 429,000円 |
| 1月22日 出席報告 | | | |
| 会員総数 | 43 | 出席 | 14 |
| 出席免除 | 8 | MU | 2 |
| 出席適用 | 35 | 出席率 | 45.71 |

今後のプログラム

- | | | |
|------|---------|--------|
| 2/5 | 誕生祝・結婚祝 | レセプション |
| 2/12 | 会員卓話 | レセプション |
| 2/19 | 移動例会 | シュガーヒル |



- 森 勇一会長 本日は山崎 秀美職業奉仕委員長の卓話を楽しみに参りました。都合で来られない二階堂幹事も山崎委員長の話を聞きたいととても残念がって参りました。
- 飯山 英彦会員 山崎秀美職業奉仕委員長卓話ありがとうございました。
- 牛山 信康会員 月が地球に最接近しているそうです。大きく見えます。松並木の梢越しに見える満月は絶景でした。
- 大久保雄司会員 暖冬とはいえ、老骨にはこの季節、やっぱり寒い。山崎職業奉仕委員長の卓話ありがとうございます。
- 大塚 嘉一会員 息子が今一番注意している事、インフルエンザに罹らないこと。皆様もお気を付けて下さい。
- 川井 大輔会員 山崎会員卓話宜しくお願い致します。
- 鈴木 秀世会員 インフルエンザが流行中です。皆さん気をつけましょう。
- 田中 和郎会員 大寒に入りましたが、太平洋側は暖冬です。雨が降らず心配ですが「水ガメ」は雪が多く積っているようで一安心です。今日ロシアのプーチンと安倍首相の会談、期待していますが、どうなりますか
- 長谷部健一会員 2月23日・24日の第14回草加ミュージックフェスティバル宜しくお願いします。本日は山崎会員の卓話を楽しみに来ました。
- 山崎 秀美会員 久しぶりに卓話をやらせていただきます。何も考えていません！！
- 来栖 勝幸会員 山崎秀美さん卓話よろしく申し上げます。楽しみにしております！